いじめ防止等対策の取り組みについて

徳山工業高等専門学校

	点検項目	令和７年度の取組に対する自己評価	改善のための措置	改善時期
1	機構のいじめ防止等対策ポリシー1条に規定されている「いじめ」の定義について、全教職員の共通理解を図り、いじめの認知が確実に行われるよう意識啓発を行った。	「いじめ防止等基本計画」についてホームページに掲載し、研修時等定期的に周知している。	引き続き意識啓発を行う。	
2	定期的（2ヶ月に1度）に「学校いじめ対策委員会」を開催し、情報共有や各事例への対応方針を協議するほか、いじめの相談・通報を受けた時には、速やかに臨時の「学校いじめ対策委員会」を開催し、議事録を作成した。	令和7年度は9回の委員会を開催した。	令和８年度は9月末までに計6回の委員会を開催している。今後も定期的に開催する。	
3	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、教職員に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	令和7年度9月にいじめ防止を専門とする講師を招聘し、対面による講演会を開催した。	令和8年度は、機構のいじめ防止等ガイドラインへの理解を深めるため、全国高専学生支援担当教職員研修の配信動画を活用して研修を実施予定である。	
4	学校がいじめの防止等の対策を組織的に推進することができるために、「学校いじめ対策委員会」が行う職務内容を定めて、全教職員に周知した。	「いじめ防止等基本計画」についてホームページに掲載し、研修時等定期的に周知している。	「いじめ防止等基本計画」についてホームページに掲載し、引き続き周知を行う。	
5	いじめの未然防止や早期発見のための取組について、「学校いじめ対策委員会」が年間計画（学校いじめ防止プログラム）を策定して全教職員に周知した。	全教職員へ理解促進のため、学内グループウェアにて日常的に閲覧できる体制を整備している。また、ホームページにも掲載している。	全教職員へ理解促進のため、学内グループウェアにて、引き続き周知を行う。	
6	いじめの問題を一人で抱え込むことがないようにするために、教職員が学生の気になる様子を把握した場合に、「学校いじめ対策委員会」へ報告することを徹底した。	普段の様子、学生面談また学生アンケートから気になる状況は学生相談室で把握しいじめ対策委員会へ報告している。	引き続き学内のいじめ対策委員会への報告を徹底する。	
7	機構のいじめ防止等対策ポリシー第16に規定されている「重大事態」の定義について、全教職員に周知しているとともに、重大事態に関する「事実関係を把握するための調査」の実施に当たっての「学校いじめ対策委員会」の役割を定めている。	機構の「いじめ防止等対策ポリシー」についてホームページに掲載し、「いじめ防止等基本計画」で調査に当たっての委員会の役割を定めている。	機構の「いじめ防止等対策ポリシー」についてホームページに掲載し、引き続き周知を行う。	
8	いじめの事案について、学生の実態や指導の経過等の情報が関係教職員で共有できるようになっている	いじめ対策委員会と事案対処チームが連携して対応する体制となっており、関係教職員と情報を共有している。	引き続き関係教職員と情報共有する体制を継続する。	
9	令和6年度の取組みに対し、学校いじめ防止等基本計画、学校いじめ防止プログラム、早期発見・事案対処のマニュアルが実行性のあるものとなっているかを検証し、令和7年度の実施計画に反映しているか	年度末にいじめ対策委員会で検証し、必要に応じて翌年度の実施計画に反映させている。	年度末のいじめ対策委員会で今年度の取組を検証し、翌年度の実施計画に反映させる。	
10	学生を対象に、いじめを把握するためのアンケートを定期的に（年４回以上）実施するとともに、その内容を「学校いじめ対策委員会」等、教職員間で共有できるようにした。	令和7年度は4回のアンケートを実施した。アンケートの設問は学生相談室で都度見直しを行っている。	引き続き定期的（年4回以上）な実施及び設問の見直し、内容を共有する。	
11	「学校いじめ対策委員会」の構成員の一人として、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者を含み役割を明確にしているとともに、スクールカウンセラー等とも連携し、関係教職員間で情報共有できるようにしている。	いじめ対策委員会の委員に位置付けている。また、学生相談室を中心に教職員との情報共有を行っている。	引き続き関係教職員間で情報共有を行う。	
12	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、学生に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	学生主事室から全学生へのオリエンテーションを実施した。また、デートDV防止、ネットモラル、性教育等について外部講師による講演を行った。	令和8年度は6月に市の人権擁護委員を招聘して対面による講演会を実施した。	
13	どのような行為がいじめに該当するか、学生が理解を深める取組みを実施している。	オリエンテーション、合同HR等で学生主事から学生に説明している。また、デートDV防止、ネットモラル、性教育等について外部講師による講演を行った。	講演会後、理解度を図るために学生にアンケートを実施した。	
14	学生自らが、いじめ問題に主体的に行動しようとする（学生主体による防止プログラムの実施を含む）取り組みを推進している。	各クラスから選出されたピアサポーターを選出し、令和7年度は3回の交流会を実施した。	引き続き情報共有を行う。ピアサポーターの活動を継続する。	
15	学校のいじめ防止の取組について、保護者の理解を得るとともに、連携・協力体制を築くため、書面やホームページ等で、学校いじめ防止基本計画や取組状況等の内容を周知した。	「いじめ防止等基本計画」「いじめ防止等対策の取り組みについて」についてホームページに掲載している。	「いじめ防止等基本計画」「いじめ防止等対策の取り組みについて」についてホームページに掲載し、引き続き周知を行う。	
16	いじめが認知された場合には、速やかにいじめを受けた学生及びいじめを行った学生双方の保護者に対して状況等を正確に説明するとともに、「学校いじめ対策委員会」による解決に向けた対応方針を決定、伝えることを徹底している。	「いじめ防止等基本計画」に基づき対応している。	いじめが認知された場合には、「いじめ対策委員会」において対応方針を決定し、双方の保護者へ速やかかつ正確に説明するとともに、担任と連携して継続的に状況を共有する。	
17	外部の有識者等で構成される会議（運営協議会や外部評価委員会等）で、学校いじめ防止等基本計画の内容を説明するなどして、連携・協力体制を築いている。	外部の有識者等で構成される顧問会議において、「いじめ防止等基本計画」について説明し、連携・協力体制を築いている。	引き続き顧問会議において説明の上、連携・協力体制を築く。	
18	いじめが犯罪行為に該当することが疑われる場合などは、直ちに警察等と情報を共有するなど、連携して対応する体制ができている。	山口県学校警察間相互連絡制度「やまぐち児童生徒サポートライン」に関する協定書を締結して、警察と連携する体制を整備している。	引き続き警察と連携して対応する体制を整備する。	